

八匠水道企業団水道料金検討支援業務委託仕様書

1. 委 託 名 八匠水道企業団水道料金検討支援業務委託

2. 履 行 期 間 契約の翌日から令和10年3月25日まで

3. 業務の目的

八匠水道企業団（以下「本企業団」という。）では、本企業団所有の管路や施設の老朽化が進んでおり、今後多額の更新費用の発生が見込まれる一方で、給水人口の減少により水需要は減少していく見込みである。

このような厳しい経営環境においては、今まで以上に効率的かつ円滑な運営の確保が必要である。

本業務は、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、現状の水道料金のありかたについて検討を行う八匠水道企業団運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、協議・検討する水道事業の現状、料金体系、財政見通し等に関する資料の作成及び運営委員会の支援を行うものである。

なお、業務の履行に当たっては、本企業団が作成した資料等の内容を十分に理解し、本企業団の現状と特性を踏まえ最適な資料の作成に努めるものとする。

4. 業務の内容

4-1 協議

業務着手時、運営委員会の開催時等、業務の節目において協議を行うこと。

なお、協議は対面とし、協議記録簿を作成すること。

4－2 経営及び料金の現状と課題の整理

本業務に必要な最新情報を収集整理するとともに、当該事業における以下の課題を抽出すること。

- (1) 水道事業の経営の現状分析
- (2) 水道事業の料金の現状分析

4－3 基本条件の設定

年間有収水量、収益的収支、資本的収支、資金収支・資金残高等、財政収支算定に必要な条件設定を行うこと。

なお、基本条件の設定に当たっては、九十九里地域末端給水事業体の統合に係る基本計画（素案）（以下「基本計画（素案）」という。）を参考に行うこと。水需要予測については、基本計画（素案）の推計値を基礎とし、最新の統計や実績値を踏まえ、必要に応じて補正を行うこと。

また、事業費については、基本計画（素案）の考え方にに基づき、本企業団が提供した資料を参考として整理すること。

4－4 財政収支見通しの算定

基本条件を基に収益的収支、資本的収支、資金残高等を算定すること。

財政収支見通しの算定に当たっては、現行の料金を将来的に据え置く場合（料金据置ケース）、財政収支の健全性を確保するための財源確保方策（料金改定等）を検討する場合（財源確保ケース）等の複数ケースで算出し、財政収支見通しの検討を行うこと。算定期間は令和8年度から40年間とする。

4－5 総括原価の算定

水道料金算定要領（日本水道協会）に基づき、料金算定期間の費用を性質別に算定し、部門別に集計・整理することにより、事業運営に必要な費用と料金収

入との乖離状況を整理すること。料金算定期間は3～5年とし、本企業団と協議のうえで設定するものとする。

4－6 料金体系の検討

現状の課題を踏まえ、用途別料金体系、用途別料金体系から口径別料金体系に変更した場合の複数ケース（基本料金と従量料金への配賦割合、資産維持率、口径別料金体系、逓増制等）を試算し、料金体系の方向性を本企業団と協議のうえで検討すること。

4－7 料金改定計画案及び財政収支計画案の策定検討

料金体系の検討結果を基に料金改定計画案を策定し、財政見通しの給水収益を修正して財政収支計画案を策定すること。

4－8 報告書の作成

以上の検討結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

4－9 照査

受注者は、業務を履行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い品質を確保することに努めるとともに審査を実施し、報告書等に誤りがないようにすること。

受注者は、相当な経験を有する審査員を配置し、遺漏なき審査を行うこと。

4－10 運営委員会・パブリックコメント等資料作成及び支援

運営委員会に提示する資料及び運営委員からの要求に応じた資料を作成すること。運営委員会の議事録についても作成すること。運営委員会は5回開催を想定するものとし、受注者の出席は3回を想定している。

また、パブリックコメント等に使用する資料を作成すること。

4-11 運営委員会委員の斡旋

本企業団が設置する運営委員会の委員として、水道事業に対し専門知識を有する学識経験者を斡旋すること。

5. 成 果 品

提出する成果品は以下のとおりとする。関係資料は、ワード、エクセル、パワーポイントのほか、本企業団が認めるソフトウェアで作成されたもの及びPDFファイルで納めるものとする。

- | | | |
|-----|---------------|----|
| (1) | 報告書（A4版） | 1部 |
| (2) | 運営委員会資料及び議事録 | 1部 |
| (3) | パブリックコメント等資料 | 1部 |
| (4) | 上記電子データ（CD-R） | 1枚 |

6. 技術者の配置

本業務は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しく業務を行わせるものとし、水道の経営計画に関して相当の知識と経験を有する技術者をもって、確実に業務を遂行しなければならない。なお、各配置技術者は兼務することが出来ない。

- (1) 管理技術者は、技術士（上下水道部門—上水道及び工業用水道）の資格を有する者とする。
- (2) 照査技術者は、技術士（総合技術管理部門/上下水道—上水道及び工業用水道）の資格を有する者とする。

7. 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて本企業団に帰属するものとし、本企業団の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

8. 守 秘 義 務

受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務が完了した後も同様とする。

受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受注者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要がある者以外に漏えい又は開示してはならない。

9. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本企業団と受注者が協議のうえ、本企業団の指示に従うものとする。

10. そ の 他

業務の遂行に当たっては、本企業団担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。

また、業務中に生じた事故並びに本企業団及び第三者に与えた損害に対しては、本企業団の指示に従い、受注者の責任において処理するものとする。

受注者は本業務の遂行に当たり、水道法等の関連する法令及び規則等を遵守し、業務を円滑に進めるものとする。

業務全般にわたり、照査を実施し、提出する資料、データ等に誤りがないようにすること。